



緑化施設の維持保全義務について



緑化地域制度では、建築時に緑化率の最低限度を満たすように緑化施設を整備することが必要ですが、建築後も良好に維持保全することが義務付けられています。

緑化率とは、敷地面積に対する緑化面積の割合で、建ぺい率の最高限度に応じて、10～20%の緑化率の最低限度が定められています。



設計者の方へ

緑化施設を良好に維持保全するためには、計画・施工・維持管理が適切に行われることが必要です。

HP上の「より良い緑化のために」の添付ファイル「樹木等の植栽と維持管理」を参考にして緑化計画をたて、維持保全に努めてください。

また、建築物の所有者である緑化施設の維持管理者に次のことを充分に説明し、引き継いでください。

- ・緑化面積が緑化率の最低限度を満たすように、緑化施設を良好に維持保全しなければならないこと
- ・名古屋市がパトロールで立ち入り調査をする場合があること
- ・違反に対しては、名古屋市から指導や勧告があり、違反が是正されない場合には、罰則があること



維持保全義務の違反とは？

- ・樹木を撤去した。
- ・芝生の上に倉庫を設置した。
- ・緑化駐車場の緑化部分を舗装した。



などの行為によって、緑化面積が緑化率の最低限度を満たさなくなってしまった状態を《違反》といいます。



違反の是正措置について

- ・違反が確認された場合には、是正勧告などの指導を行います。また、違反が是正されない場合には、都市緑地法及び緑のまちづくり条例に基づき、立入検査や是正命令を行います。
- ・命令に違反した場合には、懲役や罰金などの罰則が定められています。



グリーンパトロールを実施しています

名古屋市では緑化施設工事完了確認証明通知書を交付した物件について、定期的に緑化施設のパトロールを実施しています。原則として維持管理者の立会のもと、緑化施設が良好に維持管理されているか、緑化率の最低限度を満たしているかなどを確認しています。



緑化施設の維持保全のお願い

樹木や芝などの緑化植物は生きています。緑化植物を維持管理するには、除草・刈り込み・水やりなど手間がかかりますが、住みよい街づくりには、は必要不可欠なものです。これからも愛着を持ってを維持管理していただきますよう、よろしくお願いします。





緑化施設の維持保全の義務の法的根拠について

(緑化率)

- * 都市緑地法 第35条第1項
- * 緑のまちづくり条例第26条第1項・第2項

緑化地域内においては、～中略～ 緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

(緑化施設の管理)

- * 都市緑地法第44条
市町村は、～中略～ 緑化施設の管理の方法の基準を定めることができる。
- * 緑のまちづくり条例第25条の3
緑化施設を良好な状態で維持保全するよう努めるとともに、植物を枯損状態で長期間放置しないこと。

(違反建築物に対する措置)

- * 都市緑地法第37条第1項
市町村長は、～中略～ 維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告及び立入検査・調査)

- * 都市緑地法第38条第1項・第2項
- * 都市緑地法施行令第11条第1項・第2項
- * 緑のまちづくり条例第45条第1項・第2項・第3項・第4項

(罰則)

- * 都市緑地法第115条
～中略～ 命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
- * 都市緑地法第117条
次の各号（虚偽の報告や立ち入り検査の拒否など）のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

都市緑地法及び緑のまちづくり条例等の根拠法令について、詳しくはHP上の
緑化地域制度の根拠法令などがご覧いただけます の添付ファイルをご覧下さい。